

入札公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和３９年３月３１日島根県規則第２２号。以下「会計規則」という。）第６０条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・最低制限価格の設定
- ・現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い
- ・週休２日促進工事（発注者指定方式）
- ・営業所技術者等の兼務の緩和対象工事
- ・積算疑義申立対象工事

令和８年 ９月２４日

島根県総務部管財課長 原 康弘

記

- １ 担当部局 島根県総務部管財課 施設管理スタッフ TEL0852-22-6088
〒690-8501 島根県松江市殿町１番地

２ 入札に付する事項

工事名	塩冶赤川排水機場可とう管更新工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	洪水時用排水ポンプ可とう管更新工 ゴム伸縮可とう管 Φ800 N=2 基
工事場所	出雲市塩冶町地内		
予定工期	令和9年3月23日		既設可とう管撤去工 N=1 式
予定価格	<u>11,022,000円</u> (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 3回以内		
契約保証金	契約金額の100分の10以上。		
入札保証金	免除する。		

３ 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和７・８年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工 事 種 別	管工事	格 付 又 は	・ 点数が 9 0 0 点以上の者。
建設工事の種類	管工事	総合点数	
許 可 業 種	管工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	・ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に規定する営業所を出雲県土整備事務所管内又は雲南県土整備事務所管内に有すること。		
施工実績	元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 2 0 % 以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了した（以下「完了」という。）実績があること。 (1)発注者：公共、民間を問わない。 (2)建設工事の種類：管工事 (3)実績の内容：1 契約で税込み最終金額が 6 0 0 万円以上の管工事 ※実績は平成 2 3 年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。 ただし、下記「その他 エ」に示す関係のある者と契約した工事の実績は除く。 ※当該実績が島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という。）に係る実績である場合は、評定点が 6 5 点未満のものは対象としない。 ※経常 J V にあつては、経常 J V 又は構成員単体で同上の施工実績があること。		
工事成績	ア 島根県土木部等発注工事のうち、令和 6 年度及び令和 7 年度に完了した工事の施工実績がある場合のみ、各年度の全工事の工事成績評定点の平均点が連続して 6 5 点未満でないこと。 ※工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ※工事が 1 件の場合には、その工事成績評定点により判断する。 ※元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（出資比率 2 0 % 以上）として契約した工事を対象とする。 イ 令和 7 年度及び令和 8 年度の入札公告日前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は令和 7 年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が 7 0 点以上であること。		
配置技術者	次の基準を満たす主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に配置できること。 ア 配置技術者は、1 級管工事施工管理技士、国土交通大臣が建設業法第 1 5 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者又は 2 級管工事施工管理技士とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。 イ 配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3 人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。 なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はな		

	いものとする。 エ 資格確認資料提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和8年7月15日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。 なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡、出産、育児、退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。 落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。
そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）親会社と子会社の関係にある場合。 （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。 （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 （ウ）一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効

	の入札として取扱う。 オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
--	---

４ 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く９時００分～１７時００分までなので、注意すること。（「資格確認資料」、「工事費内訳書」を添付する際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第６で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

５ 競争参加資格に関する事項

（１）提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。（写しも可）

なお、資格確認資料はＰＤＦ形式とすること。

資格確認資料	ア 工事实績確認資料 ① 公共工事の場合 以下の（ア）から（エ）の中から、記３「施工実績」に該当することが分かるものを提出すること。また、<u>その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評価通知書（写）を添付すること。</u>（ただし、工事成績評価対象外の工事を除く） （ア）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る） （イ）発注者が作成したもので、記３「施工実績」に該当することが分かるもの （ウ）発注者が証明したもので、記３「施工実績」に該当することが分かるもの （写しも可） （エ）改修工事又は解体工事など、本工事において求める工事实績以外の工事が含まれている工事を実績として提出する場合は、求めている工事实績部分の工事金額が確認できる資料を添付すること。 （例：工事種別毎の工事費一覧、工事内訳書等） ※（ア）から（エ）の複数資料の組み合わせも可 ② 公共工事以外の場合 以下の（ア）（イ）の中から、記３「施工実績」に該当することが分かるものを提出すること。 （ア）請負契約書、仕様書、図面等で最終的な工事实績がわかるもの（写） （イ）改修工事又は解体工事など、本工事において求める工事实績以外の工事が含まれている工事を実績として提出する場合は、求めている工事实績部分の工事金額が
--------	--

	確認できる資料を添付すること。 （例：工事種別毎の工事費一覧、工事費内訳書等） ※（ア）（イ）の複数資料の組み合わせも可 イ 配置技術者届（様式第1号） 以下の資料を添付すること。 （ア）記3「配置技術者」アの資格が確認できる資料（資格証明書、監理技術者資格者証等）。 （イ）技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（「所属会社の雇用証明書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」及び「監理技術者資格者証」等） （ウ）記3「配置技術者」エに該当する場合は、以下の資料をいずれか一つ添付すること。 【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】 ・コリンズの「登録内容確認書（写）」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表（コリンズ登録が無い場合に限る。） 【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】 ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 ウ 業態調書（該当がない場合はその旨記載すること）
--	---

（2）資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和8年9月25日 9時00分 ～ 令和8年10月15日 16時00分
----------------	-------------------------------------

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

（3）競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

（4）競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

6 設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和8年9月24日 ～ 開札日以降30日間
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

なお、入札時積算数量書に記載されている項目、数量等は質疑の対象としない。

提出期限	令和8年10月5日 12時00分
回 答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

8 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期間	令和8年10月14日 9時00分 ～ 令和8年10月15日 16時00分
添付書類	工事費内訳書（PDF形式とすること。）

(2) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

(3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

(4) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(5) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札

ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

ウ 端数調整を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）

エ 値引き表示のあるもの

オ タテヨコ計算に違算があるもの（法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。）

(6) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

(7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(8) 虚偽の申請書を提出した入札

- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (10) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札
- ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - カ 入札者の押印のない工事費内訳書

1.1 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

1.2 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

開札日時	令和8年10月16日 10時00分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

1.3 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじ（電子くじを含む。）により順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日以内に行い、結果を通知のうえ公表する。

1.4 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規定（平成13年3月30日島根県告示第276号）に基づき入札結果等に関する書類を入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

1.5 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

- （2）説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

1.6 再苦情申立て

1.5（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話 0852-22-5185

1.7 その他

- （1）落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- （2）落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。
- （3）本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。
- （4）受注者が上記（3）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定額の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。）
- （5）工事費内訳書に法定福利費を記載する場合の注意事項

請負代金内訳書（工事費内訳書）への法定福利費の明示の取り組み（「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」（令和2年8月18日付け土総第349号））に基づき、工事費内訳書に法定福利費を記載する場合は、次の事項に留意すること。

- ①工事費内訳書に法定福利費の記載がなくても、入札の無効には、ならない。
- ②受注者が積算した法定福利費を工事費内訳書に記載する場合は、発注者が示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄に記載するか、または欄外に記載すること。
※行挿入により、その他の項目の追記をすると、工事費内訳書の無効事由に該当する。
- ③工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

※上記の取り扱いの詳細については、県ホームページに掲載している。

島根県発注工事における社会保険加入促進対策について（土木総務課建設産業対策室）

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/

- （６）入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- （７）その他詳細不明の点については、１の担当部局に照会すること。